

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する。
- ・ コンビナート・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する。
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす。
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- ・ 南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

- 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

### <要点>

市内企業のBCP策定の取り組みを促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

### BCPの取り組み等を促進

- 企業等のBCP策定を促進するために、県内大学や経済団体等が開催しているセミナーの紹介や県企業BCP認定制度のメリットを周知する。
- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

### ライフライン事業者等との連携強化

- 「鳴門市防災会議」を開催することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める。

- ・ 鳴門市防災会議の開催（再掲） 開催（R1） → 毎年度開催
- ・ ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施 実施（R1） → 毎年度実施

- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

#### 各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

#### 被災企業等に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行い、発災時には被災企業が円滑に災害対策資金を利用できるよう周知を行う。

#### 5-5) 食料等の安定供給の停滞

#### 5-6) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### <要点>

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化する。また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。

#### 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。



#### 各種BCPの策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版BCPの実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定や必要に応じた見直しを促進する。

#### 農業用水の耐震化等

- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

着手中（R1） → 整備・周知（R2）

- 大規模災害時においても水利施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

### 食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、家庭や地域での備蓄を促進し、市はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

### 物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、協定の締結、BCPの策定等により、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

### 救援物資等の受援体制の整備

- 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。